

令和4年第1回市議会（定例会）

令和4年度 各会計予算

自 議案第14号

至 議案第23号

令和4年2月22日

加古川市

目 次

議案第 14 号	令和 4 年度加古川市一般会計予算	1
議案第 15 号	令和 4 年度加古川市国民健康保険事業特別会計予算	11
議案第 16 号	令和 4 年度加古川市後期高齢者医療事業特別会計予算	14
議案第 17 号	令和 4 年度加古川市介護保険事業特別会計予算	16
議案第 18 号	令和 4 年度加古川市公園墓地造成事業特別会計予算	20
議案第 19 号	令和 4 年度加古川市夜間休日応急診療事業特別会計予算	22
議案第 20 号	令和 4 年度加古川市歯科保健センター事業特別会計予算	25
議案第 21 号	令和 4 年度加古川市病院事業債管理事業特別会計予算	28
議案第 22 号	令和 4 年度加古川市学校給食費管理事業特別会計予算	31
議案第 23 号	令和 4 年度加古川市財産区特別会計予算	33

令和 4 年度

加古川市一般会計予算

令和 4 年度 加古川市一般会計予算

令和 4 年度加古川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 88,890,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（市債）

第 4 条 法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 市債」による。

（一時借入金）

第 5 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、13,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和 4 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		39,036,200
	1 市民税	15,545,000
	2 固定資産税	18,486,000
	3 軽自動車税	651,000
	4 市たばこ税	1,565,000
	5 入湯税	1,200
	8 都市計画税	2,788,000
2 地方譲与税		670,000
	1 地方揮発油譲与税	132,000
	2 自動車重量譲与税	390,000
	3 特別とん譲与税	120,000
	5 森林環境譲与税	28,000
3 利子割交付金		33,000
	1 利子割交付金	33,000
4 配当割交付金		220,000
	1 配当割交付金	220,000
5 株式等譲渡所得割交付金		100,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	100,000
6 法人事業税交付金		334,000
	1 法人事業税交付金	334,000
7 地方消費税交付金		5,500,000
	1 地方消費税交付金	5,500,000
8 ゴルフ場利用税交付金		20,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	20,000
10 環境性能割交付金		90,000
	1 環境性能割交付金	90,000

款	項	金 額
		千円
11	地方特例交付金	280,000
	1 地方特例交付金	280,000
12	地方交付税	5,000,000
	1 地方交付税	5,000,000
13	交通安全対策特別交付金	45,000
	1 交通安全対策特別交付金	45,000
14	分担金及び負担金	446,983
	2 負担金	446,983
15	使用料及び手数料	930,411
	1 使用料	630,485
	2 手数料	299,926
16	国庫支出金	15,745,271
	1 国庫負担金	12,968,098
	2 国庫補助金	2,713,076
	3 委託金	64,097
17	県支出金	6,939,798
	1 県負担金	4,932,814
	2 県補助金	1,445,827
	3 委託金	561,157
18	財産収入	450,202
	1 財産運用収入	60,735
	2 財産売却収入	389,467
19	寄附金	686,350
	1 寄附金	686,350
20	繰入金	4,459,922
	1 基金繰入金	4,459,922

款	項	金 額
22 諸収入		千円 2,351,163
	1 延滞金加算金及び過料	51,020
	2 市預金利子	139
	4 貸付金元利収入	719,791
	5 受託事業収入	853,629
	7 雑入	726,584
23 市債		5,551,700
	1 市債	5,551,700
歳 入 合 計		88,890,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議会費		520,769
	1 議会費	520,769
2 総務費		10,562,687
	1 総務管理費	8,728,569
	2 徴税費	919,427
	3 戸籍住民基本台帳費	473,471
	4 選挙費	331,511
	5 統計調査費	18,627
	6 監査委員費	91,082
3 民生費		35,687,042
	1 社会福祉費	13,944,797
	2 老人福祉費	3,669,682
	3 児童福祉費	14,141,788
	4 生活保護費	3,930,275
	5 災害救助費	500
4 衛生費		9,844,720
	1 保健衛生費	6,027,087
	2 清掃費	3,817,633
5 労働費		314,027
	1 労働諸費	314,027
6 農林水産業費		886,235
	1 農業費	506,141
	2 畜産業費	155,443
	3 農地費	207,466
	4 林業費	7,481
	5 水産業費	9,704

款	項	金 額
		千円
7 商工費		1,879,416
	1 商工費	1,879,416
8 土木費		8,427,778
	1 土木管理費	234,538
	2 道路橋梁費	1,359,358
	3 河川費	160,650
	4 港湾費	9,064
	5 都市計画費	6,535,266
	6 住宅費	128,902
9 消防費		3,356,125
	1 消防費	3,356,125
10 教育費		8,575,476
	1 教育総務費	1,661,762
	2 小学校費	2,028,812
	3 中学校費	530,589
	4 特別支援学校費	117,124
	5 特別支援教育費	191,797
	6 幼稚園費	706,170
	7 社会教育費	1,885,289
	8 保健体育費	1,453,933
12 公債費		8,735,725
	1 公債費	8,735,725
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		88,890,000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	新クリーンセンター解体撤去事業	2,082,000	令和4年度	398,550
				令和5年度	1,683,450
8 土木費	5 都市計画費	街路事業 (神吉中津線道路改良事業)	1,150,000	令和4年度	330,000
				令和5年度	820,000
10 教育費	2 小学校費	小中一貫校建設事業	3,580,000	令和4年度	1,013,760
				令和5年度	2,091,109
				令和6年度	475,131

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
加古川市土地開発公社に委託して行う各種事業 (令和4年度分)	基本協定に 基づく期間	820,002
庁 用 自 動 車 の 管 理 事 業	自 令和4年度 至 令和5年度	28,100
ICTを活用した安全・安心のまちづくり推進事業 (見守りサービス利用促進事業)	自 令和4年度 至 令和5年度	4,356
災 害 情 報 伝 達 ・ 収 集 シ ス テ ム 事 業 (危機管理情報システム運用保守委託)	自 令和5年度 至 令和9年度	40,000
市 税 賦 課 事 務 事 業 (パ ン チ 業 務 委 託)	令和5年度	729
市 税 賦 課 事 務 事 業 (納税通知書封入封緘等業務委託)	自 令和4年度 至 令和5年度	12,184
戸 籍 事 務 事 業 (戸籍電算システム保守管理委託)	自 令和4年度 至 令和10年度	127,500
県 議 会 議 員 選 挙 事 業	自 令和4年度 至 令和5年度	12,937
資 源 物 収 集 事 業 (ペットボトル収集等業務委託)	自 令和4年度 至 令和9年度	66,660
粗 大 ご み 戸 別 収 集 事 業	自 令和5年度 至 令和9年度	76,626
し 尿 終 末 処 理 施 設 整 備 事 業	自 令和5年度 至 令和6年度	26,500
見土呂フルーツパーク再整備及び運営事業	自 令和5年度 至 令和18年度	1,533,333
道 路 等 管 理 事 業 (道路台帳システム運営業務委託)	自 令和5年度 至 令和9年度	68,235
道 路 等 管 理 事 業 (道路占用管理システム使用)	自 令和5年度 至 令和9年度	2,530
河 川 管 理 に 要 す る 一 般 的 経 費 (水路占用管理システム使用)	自 令和5年度 至 令和9年度	2,530
街 路 事 業 (道路整備プログラム策定業務委託)	自 令和4年度 至 令和5年度	5,973
公 園 建 設 事 業 (権現総合公園施設整備工事)	自 令和4年度 至 令和5年度	265,000
公 園 建 設 事 業 (日岡山公園詳細設計業務委託)	自 令和4年度 至 令和5年度	45,000
公 園 建 設 事 業 (日岡山公園P-PFI導入検討業務及び発注支援業務委託)	自 令和4年度 至 令和5年度	20,000

事 項	期 間	限 度 額
消 防 施 設 維 持 補 修 事 業 (消 防 自 動 車 分 解 整 備 委 託)	自 令和4年度 至 令和5年度	32,535
G I G A ス ク ー ル 運 営 事 業 (G I G A 端 末 保 守 委 託)	自 令和5年度 至 令和7年度	172,500
小 学 校 運 営 管 理 事 業 (屋 内 運 動 場 照 明 設 備 賃 借)	自 令和5年度 至 令和12年度	50,688
中 学 校 運 営 管 理 事 業 (屋 内 運 動 場 照 明 設 備 賃 借)	自 令和5年度 至 令和12年度	27,456
学 校 給 食 事 業 (学 校 給 食 調 理 業 務 委 託)	自 令和4年度 至 令和7年度	382,698
加古川市土地開発公社が事業資金として 金 融 機 関 か ら 借 入 す る 債 務 保 証	令和4年度	800,000
市内中小企業の融資に係る損失補償	令和4年度	86,768
加古川食肉公社が食肉センター建設資金として 金 融 機 関 か ら 借 入 す る 債 務 の 損 失 補 償	令和4年度	41,281
加古川再開発ビルが物件取得資金として 金 融 機 関 か ら 借 入 す る 債 務 の 損 失 補 償	令和4年度	1,481,059
合 計		6,233,180

第 4 表 市 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総 務 事 業 債	516,700	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については、その 融通条件により、銀行その 他の場合は、その債権者と 協定した融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借換えすること ができる。
清 掃 事 業 債	392,800			
農 林 水 産 業 債	41,300			
道 路 橋 梁 事 業 債	143,500			
河 川 事 業 債	15,900			
都 市 計 画 事 業 債	1,158,200			
消 防 事 業 債	91,500			
小 学 校 事 業 債	612,700			
中 学 校 事 業 債	18,100			
社 会 教 育 事 業 債	261,000			
臨 時 財 政 対 策 債	2,300,000			
合 計	5,551,700			

令和 4 年度

加古川市各特別会計予算

令和4年度

加古川市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度加古川市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,062,473 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費の各項に計上した負担金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和4年2月22日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康裕

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険料		4,576,637
	1 国民健康保険料	4,576,637
4 県支出金		19,732,074
	3 県負担金・補助金	19,732,074
5 諸収入		96,000
	1 延滞金、加算金及び過料	44,000
	3 雑入	52,000
6 繰入金		2,657,400
	1 他会計繰入金	2,408,909
	2 基金繰入金	248,491
10 財産収入		277
	1 財産運用収入	277
90 国民健康保険税		85
	1 国民健康保険税	85
歳 入 合 計		27,062,473

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		209,663
	1 総務管理費	114,883
	2 徴収費	94,241
	3 運営協議会費	539
2 保険給付費		19,251,691
	1 療養諸費	16,710,706
	3 葬祭諸費	20,000
	4 高額療養費	2,450,500
	5 移送費	100
	6 出産育児諸費	69,335
	7 結核医療諸費	50
	8 傷病手当諸費	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		7,294,248
	1 医療給付費分	5,188,511
	2 後期高齢者支援金等分	1,564,133
	3 介護納付金分	541,604
5 保健事業費		223,841
	1 保健事業費	223,841
7 諸支出金		82,030
	1 償還金及び還付加算金	82,030
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		27,062,473

令和 4 年 度

加古川市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 4 年度加古川市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,027,709 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		3,299,489
	1 後期高齢者医療保険料	3,299,489
4 繰入金		721,310
	1 一般会計繰入金	721,310
6 諸収入		6,910
	1 延滞金、加算金及び過料	360
	2 償還金及び還付加算金	6,550
歳 入 合 計		4,027,709

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		47,928
	1 総務管理費	42,651
	2 徴収費	5,277
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,972,231
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,972,231
3 諸支出金		6,550
	1 償還金及び還付加算金	6,550
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		4,027,709

令和 4 年度

加古川市介護保険事業特別会計予算

令和 4 年度加古川市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19,597,907 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和 4 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		4,383,626
	1 介護保険料	4,383,626
2 一部負担金		391
	1 一部負担金	391
3 国庫支出金		4,222,409
	1 国庫負担金	3,280,482
	2 国庫補助金	941,927
4 支払基金交付金		5,094,285
	1 支払基金交付金	5,094,285
5 県支出金		2,720,672
	1 県負担金	2,536,495
	3 県補助金	184,177
7 財産収入		11,525
	1 財産運用収入	11,525
9 繰入金		3,163,262
	1 一般会計繰入金	3,043,325
	2 基金繰入金	119,937
11 諸収入		1,254
	1 延滞金、加算金及び過料	731
	3 雑入	523
14 使用料及び手数料		483
	1 手数料	483
歳 入 合 計		19,597,907

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		363,268
	1 総務管理費	139,606
	2 徴収費	40,659
	3 介護認定審査会費	182,101
	4 趣旨普及費	902
2 保険給付費		17,898,396
	5 介護サービス等諸費	17,881,043
	6 その他諸費	17,353
5 基金積立金		11,525
	1 基金積立金	11,525
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
7 諸支出金		8,850
	1 償還金及び還付加算金	8,850
9 地域支援事業費		1,314,868
	1 一般介護予防事業費	43,506
	2 包括的支援事業等費	325,126
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	943,114
	4 その他諸費	3,122
歳 出 合 計		19,597,907

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	自 令和4年度 至 令和5年度	2,000
合 計		2,000

令和 4 年度

加古川市公園墓地造成事業特別会計予算

令和 4 年度加古川市の公園墓地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 58,333 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 事業収入		57,930
	1 使用料及び手数料	57,552
	2 財産運用収入	378
4 諸収入		403
	1 雑入	403
歳 入 合 計		58,333

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		45,729
	1 総務管理費	45,729
3 公債費		11,274
	1 公債費	11,274
4 予備費		1,330
	1 予備費	1,330
歳 出 合 計		58,333

令和 4 年度

加古川市夜間休日応急診療事業特別会計予算

令和 4 年度加古川市の夜間休日応急診療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 537,811 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 診療報酬		132,010
	1 診療報酬	132,010
4 繰入金		189,716
	1 他会計繰入金	189,716
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		129,825
	1 受託事業収入	129,536
	2 雑入	289
7 市債		85,200
	1 市債	85,200
8 使用料及び手数料		60
	1 手数料	60
歳 入 合 計		537,811

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 夜間休日応急診療事業費		531,970
	1 夜間休日応急診療事業費	531,970
2 公債費		4,841
	1 公債費	4,841
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		537,811

第 2 表 市 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
旧 夜 間 急 病 セ ン タ ー 解 体 撤 去 事 業 債	85,200	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については、その 融通条件により、銀行その 他の場合は、その債権者と 協定した融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借換えすること ができる。
合 計	85,200			

令和 4 年度

加古川市歯科保健センター事業特別会計予算

令和 4 年度加古川市の歯科保健センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 136,232 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰入金		40,358
	1 他会計繰入金	40,358
2 諸収入		27,873
	1 受託事業収入	27,558
	2 雑入	315
3 診療報酬		35,001
	1 診療報酬	35,001
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
8 市債		23,000
	1 市債	23,000
歳 入 合 計		136,232

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 歯科保健センター事業費		128,947
	1 歯科保健センター事業費	128,947
2 公債費		6,285
	1 公債費	6,285
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		136,232

第 2 表 市 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
歯 科 保 健 セ ン タ ー 駐 車 場 整 備 事 業 債	23,000	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については、その 融通条件により、銀行その 他の場合は、その債権者と 協定した融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借換えすること ができる。
合 計	23,000			

令和 4 年度

加古川市病院事業債管理事業特別会計予算

令和 4 年度加古川市の病院事業債管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,112,535 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 諸収入		1,600,135
	1 貸付金元利収入	1,600,135
3 市債		1,512,400
	1 市債	1,512,400
歳 入 合 計		3,112,535

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 病院事業資金		1,512,400
	1 病院事業資金	1,512,400
2 公債費		1,600,135
	1 公債費	1,600,135
歳 出 合 計		3,112,535

第 2 表 市 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 事 業 債	1, 512, 400	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については、その 融通条件により、銀行その 他の場合は、その債権者と 協定した融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借換えすること ができる。
合 計	1, 512, 400			

令和 4 年度

加古川市学校給食費管理事業特別会計予算

令和 4 年度加古川市の学校給食費管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,145,351 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 諸収入		1,093,816
	1 雑入	1,093,816
2 繰入金		2,185
	1 他会計繰入金	2,185
3 繰越金		49,350
	1 繰越金	49,350
歳 入 合 計		1,145,351

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 学校給食費		1,104,001
	1 学校給食費	1,104,001
2 予備費		41,350
	1 予備費	41,350
歳 出 合 計		1,145,351

令和 4 年度

加古川市財産区特別会計予算

令和 4 年度加古川市の財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 94,726 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		57,781
	1 財産運用収入	13,714
	2 財産売却収入	44,067
3 繰越金		31,561
	1 繰越金	31,561
4 諸収入		5,384
	1 雑入	5,384
歳 入 合 計		94,726

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 一般財産区費		36,067
	1 総務管理費	6,428
	3 予備費	29,639
2 北野村財産区費		145
	1 総務管理費	145
3 水足村財産区費		169
	1 総務管理費	169
4 土山村財産区費		3,778
	1 総務管理費	3,778
7 西条村財産区費		148
	1 総務管理費	148
8 石守村財産区費		249
	1 総務管理費	249
9 山角村財産区費		14
	1 総務管理費	14
10 西山村財産区費		3
	1 総務管理費	3
11 小畑村財産区費		129
	1 総務管理費	129
12 神木村財産区費		262
	1 総務管理費	262
13 上原村財産区費		39,818
	1 総務管理費	39,818
14 見土呂村財産区費		50
	1 総務管理費	50
15 小野村財産区費		94

款	項	金 額
	1 総務管理費	千円 94
16 都染村財産区費		2,000
	1 総務管理費	2,000
17 野尻村財産区費		284
	1 総務管理費	284
20 長砂村財産区費		42
	1 総務管理費	42
22 白沢村財産区費		182
	1 総務管理費	182
24 一色村財産区費		5
	1 総務管理費	5
25 別府村財産区費		50
	1 総務管理費	50
27 永室村財産区費		157
	1 総務管理費	157
29 新在家村財産区費		555
	1 総務管理費	555
32 畑村財産区費		2
	1 総務管理費	2
34 国包村財産区費		246
	1 総務管理費	246
36 磐村財産区費		1,251
	1 総務管理費	1,251
38 古大内村財産区費		152
	1 総務管理費	152
42 古大内外2村財産区費		25

款	項	金 額
	1 総務管理費	千円 25
43 井ノ口村財産区費		25
	1 総務管理費	25
47 神野村財産区費		208
	1 総務管理費	208
48 高畑村財産区費		6,796
	1 総務管理費	6,796
52 鼎村財産区費		8
	1 総務管理費	8
53 新野辺村財産区費		18
	1 総務管理費	18
55 野村村財産区費		28
	1 総務管理費	28
57 大国外 2 村財産区費		50
	1 総務管理費	50
58 細工所村財産区費		6
	1 総務管理費	6
59 西脇村財産区費		47
	1 総務管理費	47
61 天下原村財産区費		50
	1 総務管理費	50
62 河原村財産区費		7
	1 総務管理費	7
63 細工所外 2 村財産区費		53
	1 総務管理費	53
64 宗佐村財産区費		44

款	項	金 額
	1 総務管理費	千円 44
65 坂井村財産区費		1
	1 総務管理費	1
66 神吉村財産区費		156
	1 総務管理費	156
69 宮前村財産区費		350
	1 総務管理費	350
70 永室外 2 村財産区費		431
	1 総務管理費	431
71 上原外 1 1 村財産区費		2
	1 総務管理費	2
72 下村村財産区費		51
	1 総務管理費	51
73 見土呂外 2 村財産区費		26
	1 総務管理費	26
77 二屋村財産区費		378
	1 総務管理費	378
81 志方町西山村財産区費		68
	1 総務管理費	68
85 山之上村財産区費		44
	1 総務管理費	44
88 今福村財産区費		2
	1 総務管理費	2
歳 出 合 計		94,726